

奨学金制度のしおり

明日の長崎の地域医療を担う医学生を支援します

- ・学資・生活費を月額5万円貸与します
- ・返済は無利息、初期研修期間は返済猶予します
- ・長崎大学病院で研修した場合は返済を免除することがあります



長崎大学奨学金規程

奨学金申請書【様式第1号】

奨学金契約書【様式第2号】

振込口座届【様式第3号】

長崎大学医師会

〒852-8523 長崎市坂本一丁目12-4
TEL 095-840-0053 ・ FAX 095-840-0697
e-mail: daigaku-isikai@wine.ocn.ne.jp
URL <http://www.nagasaki.med.or.jp/chodai/>

長崎大学医師会奨学金規程

第1条（制度の目的）

本規程は、長崎大学医学部学生又は卒業生において有能で豊かな人間性をもつ医師として業務に従事しようとする者に対し、奨学金を貸与することにより長崎県の医療を担う医師を育成することを目的とする。

第2条（名称）

この制度の名称は「長崎大学医師会奨学金制度」とし、奨学金の貸与を受けるものを奨学生とする。

第3条（奨学金の対象者）

長崎大学医学部6学年に在籍又は卒業生で、人物・学業ともに特に優れ、かつ健康であって、経済的に困っていることにより、著しく就学に困難であると認められる者。

第4条（奨学金の貸付条件）

医師免許取得後、長崎大学病院初期研修プログラムに入り、長崎大学医師会へ加入しなければならない。後期研修に関しては、長崎大学後期研修プログラムに入らなければならない。

（卒後1－3年目に、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科医学系入学も可能である。）

第5条（奨学生の義務）

1. 奨学生は、医師の資格取得を目標に勉学に励むものとする。
2. 奨学生は、常に居住を明らかにし、変更があった場合はすみやかに届け出なければならない。
3. 奨学生は、当会より修学状況の報告を求められた場合は、これに応えなければならない。

第6条（申請の手続き）

この規程により奨学金を希望するものは、次の関係文書を一括して提出するものとする。

- ①奨学金申請書（別紙様式1）
- ②成績証明書
- ③所得証明書
- ④その他本会が必要と認めたもの

第7条（審査と承認）

本規程の審査と承認手続きは以下のとおりとする。

- ① 奨学生の選出は、長崎大学医学部（先端医育支援センター）へ委託し、申請書の審査は理事会によるものとする。理事は、面接等による本人の意思確認を行う。但し運営委員会による審査及び複数の役員の認定がある場合は、追認も可とするが、理事会の専決事項とする。
- ② 最終的には総会の承認を得ること。
- ③ 審査結果の通知は文書ですみやかに本人に通知する。

第8条（契約）

承認した場合は、当会と本人との間で奨学金貸付契約書を締結する。（別紙様式2）

第9条（貸与基準と支払い）

奨学金の貸与基準と支払いは次のとおりとする。

- ①貸与期間：奨学金貸与を承認した月から翌年3月まで（最長1年間）
- ②貸与金額：奨学金は月額5万円とする。
- ③貸与日は、原則として25日とし、当日が土曜・日曜・祝日にあたる場合は、その前日とする。
- ④利息：なし。

第10条（返済）

奨学金の返済は次のとおりとする。

- ①初期研修期間（原則2年間）終了後、返済を開始する。
- ②経済的事情等により返済期間の延長を申請することができる。
- ③返済期間の延長は奨学資金貸与月数の3倍を限度とする。

第11条（奨学金貸与の終了と一括返済）

次の各号のいずれかに該当する場合は、本規程の適用を中止し奨学金の貸与を打ち切るものとする。同時に、奨学生はすでに貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

- ①大学を退学した場合または卒業が不可能となった場合。
- ②奨学生が本規程による奨学金の貸与を辞した場合。

第12条（資格取得出来なかった場合）

卒業（必要な課程を修了）後、医師の資格を取得出来なかった場合は、1年間を限度に返済を延期することが出来る。但し、この場合引き続き資格取得の意志があり、尚かつ当会への入会意志がある者のみとし、これらの意志が無い場合、あるいは本人の意思と関係なく不可能と認められる場合は、第11条と同様の扱いとする。

第13条（奨学金の返済債務の免除）

当会に3年間加入し、長崎大学病院初期研修プログラムを終了し（2年間）、長崎大学病院後期研修を1年間おこなった場合は、返済を免除される。卒後1年から卒後3年の間に、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科（医学系）へ入学した場合も免除される。

第14条（連帯保証人の義務）

連帯保証人は、奨学生又は奨学生であった者が、この規定により奨学金を返還すべき場合においては、本人と連帯してその支払義務を負わなければならない。

（特例事項等）

第15条 本規程にない事案が発生した場合は、当事者間の協議をおこなった上で理事会で判断する。

（付則）

第1条 本規程は2010年8月18日より実施する。

第2条 本規程の改廃は理事会が行なう。

第3条 本規程は2011年8月3日一部改正及び施行。第4条（奨学金の貸付条件）及び第13条（奨学金の返済債務の免除）

第4条 本規程は2012年8月1日一部改正及び施行。第7条（審査と承認）

【様式第3号】

長崎大学医師会奨学金 振込口座届

私に支給される奨学金は以下の銀行口座に振込まれますよう、申し出ます。

氏名^印
学校名 長崎大学医学部
 医学科 6 学年 ・ 卒業生
現住所 〒.....
.....
電話番号 (.....)
振込先銀行・支店名 銀行 支店
口座種別・番号 普通預金
名義 (カタカナ)

※奨学生本人名義の銀行口座を指定してください。(郵便局はご遠慮ください。)